



環自野発第 1806221 号
平成 30 年 6 月 22 日

農林水産省 大臣官房技術総括審議官 殿

環境省自然環境局長



コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への周知について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、昨年 6 月に国内で初めて確認されて以降、今年も 3 事例が加わり、現在までに 12 都府県で 29 事例が確認されています。

上記事例のうち、国内への移入経路が確認されたものは全て、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものです。貴省庁が監督する輸入品及びその輸送運搬に関わる業界団体等に対し、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港するコンテナ内にヒアリが侵入する危険性を低減する等のため、別添の内容について協力いただくよう、平成 30 年 3 月 29 日付け環自野発第 1803293 号のとおり依頼させていただいたところです。

今般、平成 30 年 6 月 16 日に公表した大阪府での確認事例においては、ヒアリと疑われるアリが確認されたものの、完全に駆除されないままコンテナが移動されたほか、事業者作業員等がアリに刺されるという事態も生じました。発見時の防除と拡散防止を安全かつ適切に実施いただくよう、ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合の対応等について、下記の注意点をお知らせしますので、別添とともに改めて周知願います。

記

1. ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合の対応について

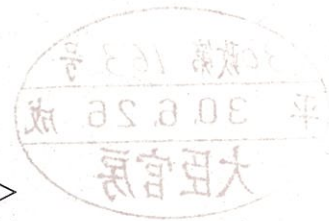
まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にもどの程度の生存個体がいるか等、状況を確認してください。

<多数の生存個体の集団がいる（予想される）場合>

- ・コンテナの扉を閉めて逃げ出さないよう静置※1してください。
- ・そのうえで、関係機関（港湾管理者、地方公共団体、環境省地方環境事務所等）に速やかに連絡し、取り扱いについて相談してください。
- ・可能であれば、強粘着の布ガムテープでコンテナの目張りをするなど、ヒアリが逃げ出さないよう対応してください。

※1 外来生物法により、特定外来生物は輸入や国内での移動等が禁止されており、輸入港や輸送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、コンテナや荷物の移動は認められません。





<アリ類が少数しかおらず※2、逃げ出す恐れのない場合>

- ・市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。
- ・そのうえで、関係機関（港湾管理者、地方公共団体、環境省地方環境事務所等）に速やかに連絡し、取り扱いについて相談してください。

※2 少数に見えても積荷の隙間や床板の中に多数潜んでいる可能性がありますので、慎重に判断する必要があります。

*詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」のP.9～11を参照して下さい。

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/boujonituite.pdf>

*連絡先

地方環境事務所連絡先

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf>

2. 作業時の安全確保について

<ヒアリに刺されないための対策例>

- ・長袖や厚手のゴム手袋を着用する
- ・長靴を履く（長靴に虫除けスプレーを塗布するとより安全）、又はヒル避けの足袋で足首などを包み、その上から靴を履く
- ・ヒアリの採集が必要な場合は、ハンディ掃除機を使用するなど、極力素手での作業を避ける

<ヒアリに刺された場合の対処例>

- ・まずはよく冷やす
- ・虫刺され用ステロイド入り軟膏などを塗る（化膿などを予防するため）
- ・アレルギー体質が疑われる場合や複数回刺された場合等は、30分から1時間程度は出来るだけ安静にし、誰かが様子を見られる状況に置く
- ・全身のかゆみ、息苦しさ、腹痛などが現れたら、救急車を呼ぶなどして速やかに病院を受診する

以上

